

## 地域福祉計画策定ガイドライン研究会設置要綱

### (目的)

第1条 地域住民及び社会福祉を目的とする事業を営業者並びに社会福祉に関する活動を行う三者を主体とする地域福祉の推進や、これら三者の参画による「市町村地域福祉計画」の策定などに際して、関係者の参考に資するための「地域福祉計画策定ガイドライン」の作成に向けて検討を行うこととし、そのための地域福祉計画策定ガイドライン研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 研究会は、地域福祉計画策定ガイドラインの作成に関して必要な事項について検討を行い、報告書を作成するものとする。

### (委員)

第3条 研究会の委員は、知事が委嘱するものとする。

### (組織)

第4条 研究会は、委員14名以内で組織する。

### (会長及び副会長)

第5条 研究会には、会長及び副会長1名を置く。

2 会長は委員の互選により選出し、副会長は会長の指名による。

3 会長は、研究会の業務を統括し、研究会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (委員の任期)

第6条 委員の任期は、第2条に掲げる任務が終了するまでとし、委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第7条 会議は会長が招集し、会長が議長となる。

### (意見の聴取)

第8条 研究会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その説明を受け、または意見を聴くことができる。

### (庶務)

第9条 研究会の庶務は、健康福祉部保健福祉課において行う。

### (雑則)

第10条 この要綱で定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附則

この要綱は、平成15年1月28日から施行する。